

# 令和6年度

## 白老町放課後児童クラブ入会案内



- 1 放課後児童クラブの概要
- 2 児童クラブ開設場所
- 3 開設日時
- 4 対象児童
- 5 利用者負担金等
- 6 入会申し込みについて
- 7 児童クラブ利用の際の注意事項



白老町子育て支援課子育て支援グループ ☎ 85-2021

## 1 放課後児童クラブの概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、学校終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

学校や塾とは違うので、学習指導など特別な指導はしませんが、自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。また、おやつ時間もありません（おやつは、保護者に用意をお願いしています）。

なお、食事の提供はしていませんので、学校休業日等の給食のない日は、利用時間に於いて弁当を持参していただきます。

## 2 児童クラブ開設場所

児童クラブ名	住 所
白老第1児童クラブ	白老町緑丘3丁目1番1号（白老小学校内）
白老第2児童クラブ	
萩野児童クラブ	白老町字萩野286番地（萩野小学校内）
竹浦児童クラブ	白老町字竹浦198番地8（竹浦小学校内）
虎杖浜児童クラブ	白老町字虎杖浜74番地11（旧 教員住宅）

## 3 開設日時

開設日	平日	児童の下校時から午後6時30分
	土曜日	午前8時から午後5時
	行事等の振替休日	午前8時から午後6時30分
	学校の長期休業日	午前8時から午後6時30分（土曜日は午後5時）
休 日	日曜・祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）	
	・風水害・災害等により、臨時休校となった場合 ・インフルエンザ等の感染症により、臨時休校となる場合 ・その他、開設が困難であると町長が認めた場合	

※児童が全員帰宅した場合、閉室を早めることがあります。

## 4 対象児童

保護者が下記の理由により、昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童

入会する理由	提出書類等
就労のため	就労している同居者の方全員の雇用証明書
就学中のため	在学証明書等
病気療養や障害のため	医師の診断書又は手帳の写し
家族の看護・介護のため	医師の診断書又は手帳の写し

## 5 利用者負担金等

(1) 1人につき月額2,000円です。

長期休校期間のみ利用される方は、日割計算により算定した金額です。

同世帯において2人以上の児童(兄弟姉妹)が入会した場合は、2人目以降が半額となります。その他減免制度があります。

(2) 傷害保険料及び各児童クラブでの父母の会費等は、別途費用がかかります。

※傷害保険料の納入後からの利用となります。

## 6 入会申し込みについて

提出された申請書に基づき、3月上旬頃に入会の可否を書面にて通知いたします。

(1) 書類の配付 子育て支援課・各児童クラブにて随時配付

(2) 申込期間 **令和6年2月1日(木)～2月20日(火)(期日厳守)**

(3) 申込場所 子育て支援課(いきいき4・6内)

月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分(祝祭日除く)

(4) 提出書類

### ①児童クラブ入会申込書

### ②入会条件を満たす証明書類

(父母及び父母以外の同居の家族(65歳未満の方)1人につき1枚。下記を参考にご用意ください。)

保護者等の状況	提出書類・添付書類
就労の場合	雇用(就労)証明書
自営業の場合	就労証明書(自営業者用)
就学中の場合	在学証明書
病気や障害の場合	医師の診断書又は手帳のコピー
看護・介護	医師の診断書又は手帳のコピー

### ③児童クラブ負担金減免申請書(該当する世帯のみ)

減免区分	減免額	必要な書類
生活保護法による被保護世帯	負担金の全額免除	生活保護受給者証、生活保護決定通知書のいずれか
学校教育法による準要保護者	負担金の全額免除	準要保護児童生徒認定通知書
当該年度の町民税非課税世帯	負担金の半額免除	課税証明書

(5) 申込みに際しての注意

①必要な書類を揃えて申込期間内に提出してください。**期日厳守**

②求職中の受付はできませんので、仕事が確定してから申し込みしてください。

③提出された雇用証明書の雇用期間が令和6年度中に切れる場合は、再度、雇用証明書の提出が必要です。

※期日以降も随時受付しますが、年度当初からの入会ができない場合があります。

※年度途中からの入会希望の場合、入会の可否結果は申込から10日前後かかる場合があります。

## 7 児童クラブ利用の際の注意事項

- (1) 保護者の勤務時間に沿って利用していただき、保護者の仕事が休み等により自宅にいる場合は、放課後児童クラブに預けることなく家で過ごしてください。
- (2) 欠席する場合は、必ず連絡してください。また、利用時間などの変更が生じた場合は、速やかに児童クラブへ連絡してください。

白老第1児童クラブ080-3478-8561	白老第2児童クラブ080-4626-5449
萩野児童クラブ080-9713-9718	竹浦児童クラブ080-4596-3532
虎杖浜児童クラブ080-3478-8336	

※開設時間外は、各児童クラブの留守番電話、または子育て支援課へ☎ 85-2021

★上記の電話以外への連絡はご遠慮願います。(学校や支援員の携帯等)★

### (4) 送迎について

- 児童クラブへの迎え(長期休業中は送迎)は、保護者が責任を持って、開設時間内に行なってください。
- 児童の安全面を考慮し、高校生以下の送迎は認めません。
- 児童クラブの開設時間は、午後6時30分(土曜日は午後5時)までとなっております。お迎えは、勤務終了後速やかにお願いします。突発的な交通事情などによりお迎えが遅れる場合は、必ず児童クラブへ連絡をしてください。

### (5) 習い事による一人帰り申請について

- 放課後児童クラブから直接習い事へ行く場合に限り、一人帰りを許可しています。事前に「一人帰り申請書」を提出していただきます。一人帰りができる時間が定められていますので、利用を希望される場合は申請書類に書かれている注意事項を必ずお読みいただき、各児童クラブへ申請書を提出してください。

※習い事終了後に児童クラブを利用する事はできません。

※許可までで一週間程度かかりますので、申請書は余裕をもって提出してください。

### (6) 入会後の各種変更手続きについて

- 年度途中で入会申込書の記載内容に変更があった場合速やかに支援員に申し出て、所定の手続きを行ってください。

勤務先・勤務条件等が変更になった場合、就労証明書の再提出をお願いします。  
住所や電話番号等が変わった場合、支援員に申し出てください。

### (7) その他

- 感染症などで学年・学級閉鎖となった場合や登校後早帰り、翌日の学年・学級

閉鎖が決まっている場合、その対象となったクラスの児童は、その当日及び当該期間中は感染防止のため児童クラブの利用はできません。

○写真の掲載について…クラブだより等に写真を掲載することがあります。**お子さんの写真を掲載しては困る**という方がいましたら子育て支援課まで連絡ください。

○利用者負担金を滞納した場合、文書・電話等による納付催告を行います。**納付催告にもかかわらず、負担金滞納が続いた場合は、放課後児童クラブの利用制限や退会していただくことがあります。**

○ほかの児童や支援員に危害等を加えたり、悪態、暴言等で他児に影響を及ぼすとき、クラブ内の備品等を破壊したり、再三にわたり注意されたことを守れない場合は、放課後児童クラブの利用制限や退会していただくことがあります。

